

○警察署内の留置施設に拘禁又は留置中の者に関する費用の請求に関する手続について（例規通達）

平成30年 3 月29日

／佐本会発第75号／佐本監発第1030号／

改正 令和 6 年 3 月12日佐本監発第78号

「警察署内ノ留置場ニ拘禁又は留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年法律第11号）に基づく、警察署内の留置施設に拘禁又は留置中の者に関する費用（以下「償還金」という。）の請求に関する手続については、「警察署内の留置施設に拘禁又は留置中の者の費用償還の手続きについて（例規通達）」（平成26年12月 8 日付け佐本会発第304号、佐本監発第1083号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、下記のとおり償還金の請求に関する手続について改め、平成30年 5 月 1 日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達の運用開始に伴い廃止する。

記

1 償還金の対象者

償還金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する者のうち、法第15条第 1 項の規定により刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者とする。

2 償還金の金額

償還金の金額は、警察拘禁費用償還規則（昭和35年法務省令第19号）の規定によるものとする。

3 償還金の報告

(1) 報告書等の作成等

ア 留置業務管理者は、対象者を留置したときは、留置施設において管理する対象者に係る被留置者名簿、勾留状等（以下「被留置者名簿等」という。）を基に、対象者名簿（様式第 1 号）を作成するものとする。

イ 留置業務管理者は、アに規定する対象者名簿を基に、1 か月分を取りまとめた収容者費用内訳書（様式第 2 号）及び留置証明書（様式第 3 号）（以下「報告書」という。）を作成するものとする。

ウ 留置業務管理者は、当該報告に係る月（以下「対象月」という。）の翌月の 5 日ま

でに、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に報告書を提出するものとする。

(2) 報告書等作成の留意点

ア 対象者名簿

(ア) 被留置者名、罪名、令状を発した裁判官名、令状発付年月日及び勾留開始年月日欄については、被留置者名簿等の該当する欄を基に記載すること。

(イ) 移送又は釈放年月日欄については、翌月に引き続き対象者を留置する場合は、記載しないこととし、それ以外の場合は、被留置者名簿等の該当する欄に記載すること。

(ウ) 備考のA欄については、前月から引き続き対象者を留置した場合は、「前月から」と記載し、それ以外の場合は、記載しないこと。

(エ) 備考のB欄については、別に定めるところにより記載すること。

イ 収容者費用内訳書

(ア) 罪名及び被留置者名欄については、対象者名簿の該当する欄を基に記載すること。

(イ) 備考欄については、対象者名簿の備考A及び備考B欄を併せて記載すること。

(ウ) 期間欄の上段については、前月から引き続き対象者が留置されていた場合は、対象月の初日を記載し、それ以外の場合は、対象者名簿の勾留開始年月日を記載すること。

(エ) 期間欄の下段については、翌月に引き続き対象者を留置する場合は、対象月の末日を記載し、それ以外の場合は、対象者名簿の移送又は釈放年月日を記載すること。

(オ) 日数欄については、翌月に引き続き対象者を留置する場合は、期間欄の上段から下段までの日数を記載し、それ以外の場合は、当該日数から1日を減じた日数を記載すること。ただし、対象者が勾留開始日に移送又は釈放となった場合は、「1日」と記載すること。

(カ) 単価欄については、2に規定する償還金の金額を記載すること。

(キ) 金額欄については、日数に単価を乗じて得た金額を記載すること。

ウ 留置証明書

(ア) 令状名欄については、「勾留状」と記載すること。

(イ) 令状を発した裁判官名、被留置者名、令状発付年月日及び備考欄については、対象者名簿の該当する欄を基に記載すること。

(ウ) 勾留開始年月日欄（上段）については、対象者名簿の勾留開始年月日を記載すること。

(エ) 移送又は釈放年月日欄（下段）については、対象者名簿の移送又は釈放年月日を記載すること。

(オ) 勾留場所については、対象者を留置した留置施設が所在する警察署名を記載すること。

4 償還金の請求

会計課長は、留置業務管理者から提出された報告書を取りまとめ、対象月分の請求書（様式第4号）を作成し、報告書を添えて佐賀少年刑務所長に対して償還金を請求するものとする。

5 その他

(1) 対象者名簿については、報告書作成の基礎となるものであることから、各欄の記載に当たっては、被留置者名簿等の記載内容と確実に照合し、当該記載内容に誤りがないよう特段の注意を払うこと。

(2) 償還金の納入については、償還金の対象月が3月の場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第2号の規定により、納入通知書を発した日の属する年度（新年度）の歳入として処理することとなるので、歳入年度に誤りがないよう特段の注意を払うこと。

様式第1号

年 月分 対象者名簿

	被留置者名	罪 名	令状を発した 裁 判 官 名	令 状 発 付 年 月 日	勾 留 開 始 年 月 日	移 送 又 は 釈 放 年 月 日	備 考	
							A	B
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								

様式第2号

留置施設名	
-------	--

収容者費用内訳書(年 月中)

一金 円也

罪 名	期 間	日 数	単 価	金 額	被留置者名	備 考

年 月 日

(留置業務管理者の職名)

印

様式第3号

留 置 証 明 書

[illegible]

上記は、令状原本記載事項と相違ないことを証明します。

年 月 日

(留置業務管理者の職名)



様式第4号

請 求 書

一金 円也

ただし、 年 月分警察拘禁費用償還金として上記のとおり請求します。

年 月 日

佐賀少年刑務所
所長 様

佐賀県警察本部
会計課長



様式第 1 号

様式第 2 号

(令 6 佐本監発78・全改)

様式第 3 号

(令 6 佐本監発78・全改)

様式第 4 号